

Suicle ご利用者様各位

平成 28 年 2 月 16 日

Suicle 運営本部

利用規約改定のお知らせ

平素は Suicle をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、Suicle 利用規約について、下記の通り一部改定させていただきますのでご案内申し上げます。

今後とも Suicle をよろしくお願い申し上げます。

記

1. 改定日

2016 年 2 月 16 日

2. 改定概要

「5. 自転車の貸出・返却について」において「一時利用の返却期限」「定期利用の有効期限内の返却」を追加致します。

3. 改定詳細

5. 自転車の貸出・返却について

- (1) 利用料金の支払いは、サイクルポートに設置している精算機により行うこととします。
- (2) 利用者は基本料金支払い済みの利用者認証媒体をゲートあるいは個別ロック装置の認証媒体読み取り部にかざして、Suicle 自転車の貸出を行うこととします。
- (3) 返却については、ゲート内あるいは空いているラックに自転車を入れることで完了します。なお、返却時にゲートあるいは個別ロック装置の認証媒体読み取り部へ利用者認証媒体をかざすことは不要です。
- (4) 利用者は超過料金が発生した場合には、サイクルポートに設置している精算機により支払を行うこととします。
- (5) 利用者は、Suicle の返却に当たって、Suicle 自転車に利用者の遺留品がないことを確認したうえで返却するものとし、運営会社は、返却後の遺留品の紛失等について何ら責任を負わないものとし、
- (6) **一時利用**、定期利用会員は、Suicle 自転車の貸出から 120 時間以内に返却するものとし、
なお、定期利用会員の返却期限は定期有効期限を優先するものとし、

以上